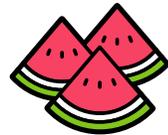


暑中お見舞い申し上げます

2019年盛夏
京都さつき法律事務所一同



相続法が改正されました

弁護士 本條裕子

昨年7月に民法の相続に関する規定が改正されました。色々改正点がありますが、今回はそのうち特に重要な変更があった点をご紹介します。

配偶者の居住権を保護するための新しい権利

(令和2(2020)年4月1日施行)

改正前ですと、たとえば夫名義の自宅に夫婦で居住していた場合に夫が死亡すると、遺された妻は通常そのまま自宅に居住したいと希望しますが、その居住希望を保護するような権利が存在していませんでした。そのため、改正法では新たに下の2つの権利を認めました。

①配偶者短期居住権

一定期間、遺された配偶者は無償で自宅に居住することができます。これを「配偶者短期居住権」と言います。一定期間とは、たとえば、遺産分割で自宅を誰が相続するか決まるまで、または、被相続人が亡くなってから6ヶ月間のどちらか遅い方、という風に決められています。

②配偶者居住権

また、遺された配偶者が亡くなるまで、または、一定の期間(遺産分割や審判により期間が限定された場合)、無償で居住ができる権利が認められました。これを「配偶者居住権」と



言います。

遺産分割に関する見直し

(今年(2019年)7月1日施行)

①持ち戻し免除の推定

婚姻期間が20年以上の夫婦

の一方に居住用建物またはその敷地を贈与または遺贈した場合、被相続人に持ち戻しの意思表示があったものと推定されることになりました。これまでは夫婦の間で遺された配偶者に多く相続させたいとしても、「持ち戻し」といってその分を相続財産に加算して各相続分を算出することになっており、その結果、配偶者の具体的な相続分が少なくなってしまう場合があります。しかし、限定的ではありますが、免除の推定することによって、居住用建物またはその敷地を相続した配偶者が保護されることになりました。

②一定額の預貯金払い戻し制度

これまでは判例により、遺産分割前は相続人の一部の者が被相続人の預貯金の払い戻しを行うことはできないことになっていました。しかし、葬儀費用や一定の相続債務の弁済など、被相続人が亡くなった直後に支払いが必要になる場合があります。

そのため、遺産分割前であっても、相続人が、銀行に対して、被相続人名義の口座から一定額（預金毎に、各共同相続人の法定相続分の3分の1に相当する

金額で150万円を上限とする額）の払い戻し請求ができることになりました。

遺言制度に関する見直し

①自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言において、従前は全文を自署する必要がありましたが、財産目録については、たとえばパソコンで印字して作成した目録への署名・押印で足りることとなりました。これは本(2019)年1月13日作成以降の遺言に適用されます。

②自筆証書遺言の保管制度

自筆証書遺言を法務局が保管する制度が創設されることになりました。これは令和2(2020)年7月10日から施行されます。法務局で保管されていた自筆証書遺言については、偽造や変造のおそれがないため、家庭裁判所で検認の手続きを行う必要も無くなります。

遺留分制度に関する見直し

(今年(2019年)7月1日施行)

①遺留分の金銭債権化

これまでは、遺留分減殺請求を行使すると、原則は現物返還とされてきました。そのため、遺留分減殺請求権を行使されると、財産が当然に共有状態となり、これを解消するために共有物分割などの手続きが必要でした。しかし、改正により原則が金銭での返還になりました。

②遺留分計算における生前贈与の範囲の限定

また、これまでは、相続人に対する贈与があった場合、それが相続開始より相当以前であつ

ても遺留分を算定するために加算されていましたが、改正により相続開始前の10年間にされたものに限って遺留分算定の財産の価格に算入されることになりました。

相続の効力等に関する見直し

(今年(2019年)7月1日施行)

遺言により法定相続分を超えて相続した財産については、その超えた部分については登記などの対抗要件を備えなければ、第三者に対抗できないこととなりました。

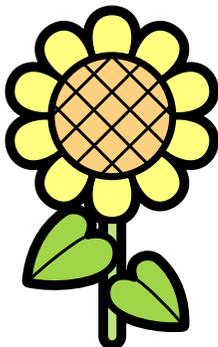
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(本(2019)年7月1日施行)

これまでは、たとえば長男の妻が被相続人を介護していても、相続人ではないため、こうした貢献が相続に反映されないことがありました。そこで、改正により、相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払いを請求できることになりました(これを「特別寄与料」といいます)。

このように、今回は様々な改正が行われていますが、基本的には、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する変化などに鑑みて、配偶者の死亡により遺された他方の配偶者の生活へ配慮しようという考えが背景にあります。

もつとも、改正された条文が適用されるかどうかは、法律上の一定の要件がありますので、具体的な内容については関心がある方は一度ご相談ください。



【さつきシネマ館】

『未来を花束にして』
(2015年 イギリス)

これは、1912年のロンドンで、「女性の精神構造は男性より劣る」、「気分屋で心の平静を欠く女性に政治判断は向かない」との批判に屈せず、選挙権を求めて活動した女性たちの物語である。

ヒロインのモードは、洗濯工場の労働者で、やさしい夫と幼い息子とともに労働者住宅に暮らしている。チャップリンの自伝のような、子を救貧院に預けるほどの極貧ではなく、生活は安定しているように見えるが、子に新しい服を買う余裕はなく、ショーウィンドウの子供服を眺める表情はほんのり切ない。

モードは労働組合や政治運動と無縁に暮らしてきたが、少女好みの性的嗜好を持つ工場長の手から見習い少女を救う、気骨のある女性である。

そんなモードが、議会の公聴会に出席することになる。社会改良派の実力者として有名なロイド・ジョージ大臣のもと、選挙制度改革案成立の期待が高まった時期であった。発言予定の同僚が、夫にひどく殴られたため、モードは、彼女が用意した原稿の代読を頼まれるのである。

しかし、さすがロイド・ジョー

ジ、原稿の代読ではなく、自分のことを語るよう促し、モードがこれに正直に答える中で、過酷な人生が明らかになる。モードの母も14歳のときから洗濯女で、モードは母の働く洗濯工場生まれ、父を知らず、産休がないため母のおんぶか大桶の下で育った。母は、モードが4歳のとき、熱湯を浴びたやけどで亡くなり、モードは7歳からずっとその工場働き続けた。なので教育は受けていない。ガスで肺を痛めるなど過酷な労働環境のため洗濯女は短命であり、モードは24歳の自分が洗濯女としては若くないことを知っている。賃金は男性工員より3割安く、労働時間は3割長い。

そして選挙権について聞かれたモードは、「ないと思っていたので意見はありません」と答え、それならなぜここにいるのかと問われると、「もしかしたらほかの生き方があるのでは」とと呟き、そこではじめて違う生き方を望んでいる自分に気づくのである。

モードの飾らない証言は、議員たちの心を打ち、ロイド・ジョージをして、「心に響く言葉こそ物事を動かす」と言わせるのである。

しかし、改革法案は否決され、保守派議員の意向を受けた警察

弁護士 山下信子



今年6月、若い友人の結婚披露宴にて

による弾圧が始まる。デモ参加者への暴行と逮捕、投獄された女性は1000人以上にのぼったという。家では、夫が、「妻らしくしろ」「俺に恥をかかせるな」と怒鳴り、妻を運動から離脱させようとする。新聞は活動を報道しなくなる一方で、警察が隠し撮りした活動家の写真をそのまま掲載する。運動に参加するようになったモードは公安に情報を流すよう勧誘され、ベテラン刑事から、「腹いせや信念のために人生を誤るな」と諭される。

これらは、100年前のこととは思えない。辺野古や香港で起こっていることとどこが違うのだろうと思うし、貧



困の連鎖は今もあるし、夫の発言は離婚事件でしばしば聞くそれと同じである。

そして遂に、モードの夫は、「妻をコントロールできない情けない亭主」という周囲の非難に負け、モードを家から追い出し、モードは息子と会えなくなる。さらに夫は、早々に息子の世話をあきらめて養子に出し、モードは永遠に息子と会えなくなってしまい悲痛である。

家から追い出された直後、モードは、公園で遊ぶ息子に密かに会いに行く。このとき、「息子といっしょに逃げたらいいのに」、「お願いだから逃げて!」と叫びたくなるが、そうしないモードをひどい母親だと非難することはできない。この当時、母は親権者になれなかったものであり、息子連れて逃げたら犯罪に問われ、母子の未来はないことを、モードは知っていたのである（英国で母親の親権が認められるのは1925年、男女普通選挙は1928年である）。

今でも、夫から、「お前に親権は渡さない、経済力のない母親が親権を争っても負ける」と言われて怯えている相談者が来所されることがある。でも、弁護士は、幼い子の親権は母親が強いこと、経済力がないからといって負けることはないことを説明して安心してもらうことができる。

しかし、日本の戦前の民法では、妻は法律上の「無能力者」であり(すごい言葉ですね)、夫が財産管理権を持ち、親権はもっぱら父親であった。

なので、母親が子どもを連れて婚家を出ることはできず、母親が自分らしく生きたいと願えば子どもを置いてくるほかなかった。それにピリオドを打ったのは、個人の尊厳と男女平等原則を明記した日本国憲法24条であり、これを受け、家族法が根本的に改正された1947年からである。

この運動のカリスマ指導者を演じたメルル・ストリープは、「すべての娘たちはこの歴史を知るべきであり、すべての息子たちは胸に刻むべきである」と語っている。この言葉が心に残る、重たい映画であった。

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂第二ビル2階)

河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。
交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。
お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

相続法の改正についての本條弁護士の解説はいかがでしたでしょうか？

今回の改正は、たいへん広い範囲にわたっていて、実務に大きな影響があり、いろいろな解説が出たり学習会もさかんです。山下も、相続法関連で4回も講師に呼んでいただきました。

なお、改正法の施行日は、類型ごとに違っているので、ご自分のケースはいつから適用されるのか、注意が必要です。本條弁護士の解説の中で、施行日を書いているのでご参



照ください。

山下は、今年の春、アマゾンプライムで映画やテレビドラマを見られることを知り、以来、ビデオ漬の日々を送っています。まったく本を読んでいます。その中のひとつが、「未来を花束にして」でした。

蒸し暑い毎日が続きます。おたいせつになさってください、充実した夏を過ごされませうように。

今年のお盆は、8月13日(火曜日)から16日(金曜日)をお盆休みとしました。そのため、8月10日(土曜日)から18日(日曜日)まで、事務所が閉まります。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

(弁護士 山下信子)